

小値賀町議会第四回定例会
(第四日目)

一、出席議員 十人

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近

石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤

隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育

教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	住民課長	住民課理事	産業振興課長	産業振興課理事	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	担い手公社事務局長
西谷	浦	熊	中	吉	平	西	尾	升	尾	田	蛭	松	
浩	幸	協	川	元	湯	村	崎	水	野	川	子	本	
三	一	一	一	勝	貴	久	孝	裕	英	幸	晴	充	
郎	郎	也	也	信	浩	之	三	司	昭	信	市	司	

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成二十四年十二月十四日（金曜日）

午前十時零分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（浦 英明議員・岩坪義光議員）
- 第二 議案第六二号 平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第三 議案第六三号 平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第六四号 平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第六五号 平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第六 議案第六六号 平成二十四年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）
- 第七 発議第七号 拉致問題の早期解決を求める意見書案
- 第八 発議第八号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書案
- 第九 議員派遣の件について
- 第十 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前十時零分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第二百二十五条の規定によって、七番・浦英明議員、八番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、議案第六二号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西 浩三） 議案第六二号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）について、説明をいたします。

この度の補正は、歳入では保険税の本課税による変更、基金繰入金の増額及び二十三年度決算に伴う繰越金の確定、一方、歳出では保険給付費の増額にかかる予算補正でございます。予算書一頁、第一条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百五十万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ四億七千九百九十万円とするものでございます。

歳入では、一款、一項、一目・一般被保険者国民健康保険税で、各節記載のとおりの内容で三百十九万四千円を減額、二目・退職被保険者等国民健康保険税も、各節記載のとおりの内容で三十三万九千円を減額、一款、一項・国民健康保険税の補正後の総額を八千八百二十四千円としております。

九款、二項、一目・財政調整基金繰入金で一千五百四十一万三千円を計上し、二項・基金繰入金の補正後の総額を一千五百四十一万四千円としております。

十款、一項、一目・一般被保険者繰越金を、二十三年度決算による繰越金六百三十八万円減額計上し、一項・繰越金の補正後の総額を一千三百六十二万一千円としております。

歳出では、二款、二項、一目・一般被保険者高額療養費を五百五十万円増額計上し、二項・高額療養費の補正後の総額を

四千一万円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第九款・繰入金

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 今回、財政調整基金のほうから繰り入れとありますが、これに繰り入れられなければならなかった理由とですね、それから、後の財政調整基金の残高を、分かればお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

財政調整基金の繰り入れにつきましては、五月に行われました国民健康保険運営協議会で協議をいたしました時に、医療費を推計する中で、もう少し多くの税金を集めなければいけないというような、そういうような諮問をしたところ、中々、被保険者にとってもですね、やはり保険税というものが限界に近い、そういうものになりつつあるんじゃないかというように意見がございました。そういう中で、ある程度基金があるので、少しその中で充当してですね、保険税の急激な上昇を抑えるべきだという、そういうような答申に基づきまして、今回予算を計上させていただいたというような状況です。そういうような状況で三月末の基金残高が一億六千三百万程度ありますので、今回一千五百四十一万三千円を計上させていただきますと、一億四千七百万程度の残額というふうに考えております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 中々ですね、今景気も低迷してですね、中々保険税、被保険者が納税をするということとはちよつと難しくなってきましたんで、まあ、先ほど課長の答弁の中で、保険税を納めるのは大体このくらいの金額がもう限度であるという

説明がありましたけれども、今後もこのような、これ以上払えないという可能性があった場合にですね、まず医療費が嵩んでいきますと、まあ当然、基金から繰り入れなければならぬという方向性もあると思いますんで、そこら辺の予測を立てる、立てきれないかもしれないかもしれませんけど、今後の見通しはどのように考えてますか。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

現在のところですね、医療費を分析してみますと、入院が十四・七％ぐらい、昨年の同期と比較しまして伸びております。で、外来のほうが七％ぐらい下がっているんですが、全体的に見ますと三・一％ぐらい上がっているという、そういうような状況にありますので、年々、少しずつではありますが、医療費は上がっていくんじゃないかという、そういうふうな考えを持っております。そのために必要な保険税というのをですね、ありますが、その分を全額基金で賄うという、上昇を抑えるというようなことはですね、かなり、今後厳しくなるといふふうに思いますが、まあ、保険税にも少しずつ上げさせていたきながら、基金である程度調整ができる、そういった部分についてはですね、そういう二つの方法で対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにございませんか。

繰入金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十款・繰越金

浦議員

七番（浦 英明） 先程の町長の説明ではですね、この二十三年度決算に伴うというようにことで説明あったと思うんですけども、そうしますとこの一千三百六十二万円、これがあの、決算額というふうになるんですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 浦議員さんがおっしゃるとおり、この部分ですね、平成二十三年度の決算で繰越になった金額ということになります。

議長（立石隆教） 浦議員

七番（浦 英明） 二十四年度の決定額というふうにご利用にこれが言われましたんで、二十三年度と比較しますと大幅に減額となつとるんですよね、確か二千二百万ほどですかね。この内容について詳しく説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

確かに前年度分については、二十三年度の繰越についてはですね、かなりの金額が繰り越されまして、大きな金額になつておりますが、今年度については途中から医療費が上がつてですね、やはり、こちらの予想よりもかなり医療費が上がつたというようなことで、繰越額が、平成二十二年度分と比較しましてかなり少なくなったというような、そういうような分析でございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ないようでしたら、歳出に移ります。

第二款・保険給付費

近藤議員

一番（近藤育雄） 一項目しかないので、高額療養費なんですけれども、昨年実績、昨年度二十三年度実績から比べて、七百万ほど増額になってると思います。今回、五百五十万増額補正してますけども、最近の高額療養費の実態というのを教えてほしいと思います。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この高額療養費というのは、結局、医療の殆どが入院にかかる医療費、そういったものが影響してまいりまして、先程申し上げましたように、昨年度と比べて、件数的には二%ぐらいしか増えてないんですが、費用が同期に比べますと一五%ぐらい伸びてるというような状況です。その内容を分析いたしますと、やはり悪性新生物、癌、そういった患者がですね、多くなつておりまして、そういうような状況で手術とか、そういった形でですね、医療費がかなり上がつていっているというような状況でございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにございませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 今の近藤議員の質問に関連しまして、例えば今度の入院とかです、癌とか何かが多く出たというところで、やっぱりこれは特定健診の成果がだいぶん上がってるんじゃないかなと思うんですけども、今後とも特定健診を続けていくかどうかをお尋ねします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

やはり、癌についてはですね、いろんな検診があっておりますので、そういう中で受診率を伸ばしながら早期発見、早期治療、そういったものに結び付けていけばですね、ある程度、こういった医療費の高騰も抑えることが可能ではないかなというふうに考えているところです。そういったこともひっくるめまして、特定健診については今後も国のほうで継続するという予定しておりますので、町としましても積極的な受診率向上、そういったものを今後も進めていきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第六二号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六二号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第六三号、平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六三号、平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明をいたします。

この度の補正は、歳入では保険基盤安定繰入金、二十三年度決算に伴う繰越金の確定及び健康診査事業収入の増額。一方、歳出では広域連合会負担金及び一般会計への精算繰戻等にかかる予算補正でございます。予算書一頁、第一条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百五十九万七千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ四千三百九万七千円とするものでございます。

歳入では、四款、一項、二目・保険基盤安定繰入金四十一万二千元の追加計上で、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を二千二百三万八千円に、五款、一項、一目・繰越金を三十三万円追加計上し、補正後の一項・繰越金総額を三十三万一千円に、六款、四項、一目・受託事業収入八十五万五千円を追加計上、四項・受託事業収入の補正後の総額を百六十四万一千円としております。

次に歳出では、一款、一項、一目・一般管理費二万二千元追加、一項・総務管理費の補正後の総額を百三十六万六千円と、同じく三項、一目・健康診査費八十三万三千円の健康診査委託料を計上し、補正後の三項・健康診査費の補正後の総額を百

五十万二千円と、二款、一項、一目・広域連合負担金で四十一万六千円の負担金を計上し、一項・広域連合負担金の補正後の総額を三千九百七十万一千円としております。三款、二項、一目・一般会計繰出金で前年度精算分三十二万六千円を追加計上し、二項・繰出金の補正後の総額を三十二万七千円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰 入 金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第五款・繰 越 金

繰越金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第六款・諸 収 入

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第二款・分担金及び負担金

七番（浦 英明） 分担金は、四十一万六千円増額して三千九百七十万一千円となっておりますけれども、これは確定、要す

浦 議員

るに、さつき言った、質問したとおり、二十四年度の決算となる訳ですか。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

ここで予算計上させていた部分については、保険基盤安定分が四十一万二千円と、あと保険料の分四千円の計上でございまして、保険基盤安定の分については被保険者の軽減分でございまして、これの分についてはもう確定しております。そういったことを合わせますと、この金額については、ほぼ確定の金額というようなことで考えております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 当初予算の時に、私聞いたと思うんですけども、一人当たりの平均の保険料を、これまた確認の意味でお尋ねします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えします。

すいません、ちよつと資料を持ち合わせておりませんので、後で答弁させていただきます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） すいませんね、数字がですね、私が確認できなかったもんですから、確か五万一千八百四十二円とか言われたと思うんですけど、これにしてはちよつと金額が高いのかなとも思いましたけども。それからして、昨日、七十五歳以上の人が八百十人だと。そして百歳を越した人が二人だと。これに八百十二人にかけていきますと、もう四千万近くなるから、この計算が私がちよつと分からなくて言ってるんだらうかと思えますんで、そこら辺りをお尋ねしている訳ですけども。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

確かに標準の保険料で算定しますと、そういうような金額になります。ただ先程も申し上げましたように、当然、所得によって軽減がございしますので、そういう中で確定している部分がですね、六百四十五人が軽減に該当いたしましたので、その分の一千六百九十二万三千二百円が軽減という、そういうような金額が確定しております。この分につきましては、先程、予

算の中であり、県の方が四分の三、町の方が四分の一負担するというふうになっておりますので、こういう部分、算定によって一般会計から繰り入れを、この本会計にしていたら、その分についてはまっすぐ広域連合の方に負担金として流すと、そういうような制度になっております。従いまして保険料といたしましては、この一千六百九十万、そういうものを軽減した分をですね、広域連合の方に納付するというふうになります。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにございませんか。

分担金及び負担金の第二款です。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ないようでしたら、続いて、第三款・諸支出金

諸支出金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六三号、平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六三号、平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六四号、平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六四号、平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）について、ご説明をいたします。

この度の補正は、第一条のとおり既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二十八万二千元を増額し、補正後の総額を八千八百五万四千元とするものでございます。なお、補正の内容としましては、歳入では四款、一項、一目・一般会計繰入金二十八万二千元の追加計上で、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を三千八百六千元とするものでございます。歳出では、見込み計上しておりました一款、一項、三目・消費税の額の変更に伴い、二十八万二千元を増額し、補正後の一項・総務管理費総額を四千二百三十三万四千元としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

歳入、第四款・繰入金

繰入金、ありませんか

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総務費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六四号、平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六四号、平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第六五号、平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六五号、平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）について、ご説明をいたします。

この度の補正は、第一条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれに六十八万円を増額し、補正後の総額を一億八千九十八万六千円とするものでございます。

なお、予算の内容につきましては、歳入では四款、一項、一目・一般会計繰入金六十八万円の追加計上で、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を一億五千三百四十一万三千円とするものでございます。

歳出では、一款、一項、三目・漁業集落排水管理費で汚泥引抜手数料を二十七万三千円、追加計上。四目・農業集落排水管理費で、前方クリーンセンター内の自家発電機の修理費三十四万二千円の追加計上。七目・合併浄化槽管理費で汚泥引抜手数料を六万五千円追加計上し、一項・総務管理費の補正後の総額を三千六百八十六万七千円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、ご質疑願います。

歳入、第四款・繰 入 金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

浦 議員

七番（浦 英明） 三目、十二節の汚泥引抜料ですね。手数料ですね。これは、当初が十四万八千円でありまして、これを追加しますと四十二万一千円というふうになっております。それで二十三年度決算ではですね、この役務費だけ全体で十一万六千円だったんですが、異常に多くなっておりますので理由を尋ねます。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この漁業集落排水分の汚泥引抜料なんですけれども、これは斑のクリーンセンター分なんですけれども、斑のですね、クリーンセンター内の沈殿槽というのがあるんですけども、要するに分解していく最終段階の沈殿槽というのがあって、その上水をですね、海に放流するようなシステムになってるんですけども、その沈殿槽の、要するに水面にですね、スカム、専門用語でスカムっていうんですけども、脂分とかゴミとか、要するに膜状に張るゴミなんですけれども、それが異常に今回発生してまして、今のところそれを人力でですね、汲み取って、ちよつと処理してるような状況です。沈殿槽にそういうふうな状況になるっていうことは、その前の段階の活性、要するに、何ちゅうんですかね、曝気槽をですね、バクテリアを飼ってるところの槽があるんですけども、そこでのバクテリアの活性状況が非常に悪くなってる状況っていうのが分かります。そういう中で、今ちよつと原因を究明してるんですけども、一応、放流水が、そういうふうにごみが余計に流れたら海を汚すということで、そういう対処をやってるんですけども、ひとまず投入：沈殿槽でのですね、汚泥をまず先に引き抜こうということ、こういうふうに通常とは違った引き抜き料が増えとります。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六五号、平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六五号、平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六六号、平成二十四年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六六号、小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）について、説明をいたします。

今回の補正は、職員の入院に伴う臨時職員の賃金及び保険料の補正でございます。第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ百二十六万八千円を増額し、補正後の総額を六千五百四十四万四千円とするものでございます。

歳入では、四款、一項・一般会計繰入金を百二十六万八千円増額し、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を一千九百三十六万八千円としております。

歳出では、一款、一項、二目・はまゆう運航費十九万七千円、同じく三目・さいかい運航費百七万一千円を増額し、一項・渡船管理費の補正後の総額を五千七百八万二千円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、ご質疑願います。

歳入、第四款・繰入金

繰入金、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

伊藤議員

九番(伊藤忠之) この船員の賃金がですね、補正でコロナ変わるんですが、本当のですね、例えば、さいかいとはまゆうの船員の仕組みですかね。船長が、例えば、はまゆうとさいかい一名ずつと、船員が入れ代わるとか。そういう仕組みがですね、もう、この予算書見るたんびに私もちよつと頭がどうも馴染めんもんですから、本当の、基本的な船員の仕組みを、分ければ説明お願いします。

議長(立石隆教) 産業振興課理事

産業振興課理事(尾崎孝三) お答えいたします。

はまゆうにつきましては、船長一名、甲板員一名。さいかいも同じく船長一名、甲板員一名というふうな体制で、本来ならいくべきです。そして休みの確保のために一名の臨時職員を配置して、はまゆうとさいかいと交互に乗り入れていただくということになっております。それで一応、船長については、各船の船長の休みも確保しなければいけないので、一名の船長を入れる必要もあるし、三名で船長というふうな形で、今、運航をしております。

議長(立石隆教)

町長

町長(西 浩三) 補足をさせていただきますが、金額が違うのはですね、船長として乗った時の金額と甲板員で乗った時の金額が違うもんですから、だから船長の交代要員を入れる時と、甲板員の交代要員を臨時で雇う時は賃金で雇う訳です。そういうことで数字が変わってまいります。

よろしいでしょうか。

議長(立石隆教) 伊藤議員

九番(伊藤忠之) 確かにですね、船長と甲板員ちゆうのは、日給といいますか、給料が違いますんですけども、中々この補正のたんびにコロナ変わるもんですから、ちよつと如何なもんかなと思って、ちよつと質疑をした訳ですけども、分か

りました。どうも。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六六号、平成二十四年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六六号、平成二十四年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、発議第七号、拉致問題の早期解決を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

宮崎良保議員

三番（宮崎良保）

発議第七号、拉致問題の早期解決を求める意見書案の趣旨説明を行います。

平成十四年、北朝鮮は拉致を認めて五人の被害者を返してきて以来、全くその後の進展がありません。我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと、日本の地で帰りを待つ家族の苦痛は筆舌に尽くしがたく、さらに十年の歳月が経過をしております。

政府は現在、十七名の北朝鮮による拉致被害者を認定しており、十二名の方が未だ帰国をしております。またそれ以外にも、特定失踪者を含む多くの未認定者が存在することは、政府も認めている事実であります。

平成十八年以降、内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、被害者救出に取り組んではおりますが、まだ具体的な成果をあげることが出来ておりません。

昨年末、拉致の責任者である金正日総書記が死亡をいたしました。北朝鮮が生きている被害者を死亡だと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日総書記の責任を認めたくないためであり、後継者である金正恩政権の不安定さを含め、救出の好機となり得るはずだったはずであります。また、一昨日は長距離弾道ミサイルの発射実験の強行実施などにより、国際的に孤立化を深めつつある金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的な交渉の席に引きずり出さなくてはなりません。

拉致問題は我が国に対する重大な主権侵害であり、且つ許し難い人権侵害であることは言うまでもありません。

「歳月人を待たず。」老いた両親、家族は皆さんの帰りを一日千秋の思いで待ち続けております。政府はこの機会を捉えて、全精力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出するよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出いたします。

よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 私は、今回の拉致問題の早期解決を求める意見書案に賛成をいたします。

拉致問題は、我が国に対する重大な主権侵害であり、且つ難しい人権侵害であることは言うまでもありません。政府は、今年を勝負の年として、全精力を傾けて、全ての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する意見書案に賛成をいたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第七号、拉致問題の早期解決を求める意見書案を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第七号、拉致問題の早期解決を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。
お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣へそれぞれ送付することいたします。

日程第八、発議第八号、地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

土川重佳議員

五番(土川重佳) 発議第八号、地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書案の趣旨説明をいたします。

森林は、木材を供給する役割だけではなく、国土の保全、水湿原の涵養、自然環境の保持など、国民生活に欠かせない多面的な役割を有しております。特に地球温暖化防止に関しましては、森林の整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っております。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を今年十月から導入したところですが、その用途については地球温暖化対策の一つであるCO₂排出抑制対策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることが出来ない仕組みとなっております。

地域経済が疲弊している中において、地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用、更には木質バイオマス等の再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地球経済の活性化と雇用の確保が図られることから、国全体で地球温暖化を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要があります。このようなことから、平成二十五年度の政府予算編成において、強く要望するものです。

一つ、地球温暖化対策を着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の用途について、森林吸収源対策を位置

づけ、森林・林業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講じること。

二つ、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスや住宅分野における建築用材など木材の利用によるCO2排出抑制対策への支援を充実すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出するものです。

よろしくご審議いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 私は、地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書案に賛成をするものであります。

森林は、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全等、国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っております。

よって、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林供給源対策を強力に推進していく必要があると思います。よって、本意見書案に賛成をするものであります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第八号、地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書案を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第八号、地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第九、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、十二月定例会以降の長崎県町村議会議長会等が主催する会議及び研修会に議員派遣を行いたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

日程第十、各委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成二十四年小値賀町議会第四回定例会を閉会いたします。

ご苦労様ございました。

— 午前 十時 五十二分 閉会 —